令和8年10月22日

質疑回答書

・不用物品売払（ＧＩＧＡスクール端末等）の入札に関する事項について、質疑期間中に寄せられた質疑に対する回答を公表します。
・質疑事項は、質問者の意図及び質問の趣旨を変更しない範囲で、表現の整理等を行っています。
・内容が重複する質疑事項につきましては、一括して回答しています。

No.	資料等	質疑事項	回答
1	実施要領 3入札に参加する者に必要な資格（5）	「小型家電リサイクル法」第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に大阪府を含んでいるものに限る。）を受けていること。について、文科省・環境省・経産省の3省連名で、令和8年6月12日付け事務連絡『GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について（注意喚起）』が発出されており、国の方針に沿った確実な対応が自治体・認定事業者ともに求められていると認識しています。この注意喚起を踏まえ、以下2つについて質問いたします。	
		■質問① 上記の注意喚起では「認定内容に基づいた対応」が求められています。そのため、以下5点の認定内容を全て満たす事業者が受託できると捉えており、そうでない事業者の場合は受託要件なしとして契約できない、または、契約取り消しになると考えていますが相違ありませんでしょうか？万一、上記認識に相違がある場合、そのような要件でも可とした判断根拠について明示をお願いします。 ＜受託要件＞ ①大臣認定を受けている事業者であること ②当該認定における『収集区域』に本件対象の都道府県が含まれること ③別紙２ 直接回収の許可を取得していること ④別紙６ 再使用許可を取得していること ⑤上記①～④について、本入札参加日時点で国からの認定を取得していること	本市では、ご指摘の注意喚起も含めた国からの事務連絡に従って本件入札を実施するものであり、入札参加資格としては、制限付き一般競争入札実施要領「３入札に参加する者に必要な資格」に記載の要件を求めるものです。なお、同実施要領「10入札の無効に関する事項」のとおり、財務規則第１０２条各号のいずれかに該当する入札は無効として取り扱います。 また、回収したGIGAスクール端末等を再使用する場合は、必要な再使用許可についても取得していることが前提であると考えておりますが、ご質疑いただいた内容を踏まえ、落札決定業者に対しては、必要に応じて、使用済小型電子機器等の再使用にかかる許可の取得を確認できる書類（写）を提出させることといたします。 【参考】財務規則第１０２条（入札の無効）抜粋 第１０２条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）　入札参加資格のない者が行った入札
		■質問② 上記の項目（質問①内で記載した受託要件となりうる①～⑤）について、入札前に事業者からエビデンスを提出し、認定内容と整合した処理が実行できるかを確認・審査いただいた上で開札すべきと考えています。書類の提出期日についてご教示をお願いします。	入札参加資格の審査については、入札実施要領「６　入札参加資格審査申請に関する事項（１）」の提出書類に基づき行うものとします。
2	実施要領 3入札に参加する者に必要な資格（7）	仕様書に示す当該作業において、仕様書及び関係法令を遵守し、当該作業執行にあたることを誓約できること。とありますが、過去に漏洩事故を起こした事業者に対して参加資格は認められるのでしょうか。	本件の参加資格要件については、入札実施要領「３ 入札に参加する者に必要な資格」に定める要件を満たし、かつ「８ 入札に参加することができない者」のいずれにも該当しない者を参加可能としております。
3	実施要領 12落札者決定方法（1）	落札者の決定は本市予定価格以上の最高額を入札した者とするとありますが、予定価格以上の入札がない場合はどのような取扱いとなるのでしょうか。	予定価格以上の応札がない場合は、直ちに再度の入札を行います。この場合において、再度の入札の回数は、2回をもって限度とします。再度の入札を含め３回の入札を実施しても落札者が決定しない場合は、本入札は不落として取扱います。その後の対応については、入札仕様等の見直しを行った上で改めて入札を実施する等について、検討の上で方針決定することとなります。
4	仕様書 5引き渡し対象品	仕様書５ iPadはカバーを付けたまま、引き渡しでしょうか。	iPadはカバー付きのものもカバーなしのものも混在しており、また、カバーのみを本体と別に保管しているものもありますが、現状有姿での引き渡しとなります。
5	仕様書 5引き渡し対象品	仕様書５ ACアダプターは台数分ありますでしょうか。	仕様書「６.予定数量・引き渡し場所」に記載のとおり、端末台数と必ずしも一致しないものと認識しております。
6	仕様書 5引き渡し対象品	仕様書５ 起動パスワード、MDM解除など再販売の支障となるものはすべて解除済みでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 6予定数量・引き渡し場所	「実際に回収した台数」と「仕様書に記載された台数」が異なる場合、回収台数を「正」として精算する想定でよろしいでしょうか？	「実際に回収した台数」と「仕様書に記載された台数（31,439台）」が異なることは想定しておりませんが、実際にそれが判明した場合においては、直ちに協議を行うこととします。 また、仕様書「11留意事項（１）」に記載のとおり、別紙１に記載する破損台数（3,333台）から３％を超えて破損台数が上振れすることが判明した場合は、落札者の求めに応じて契約変更を行います。
8	仕様書 8処分方法	データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、乙は、データ消去完了証明書を甲へ書面（A4 サイズでファイリングすること）及びデータにて提出すること。とありますが、書面での提出ではなくデータ一覧のみでご提出させていただくことは可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、端末ごとのデータ消去完了証明書を書面及びデータにて提出ください。
9	仕様書 9支払い方法	仕様書９ 支払いですが納付書を受け取ってから何日以内に精算となりますか。	本市納付書発行日より30日以内のお支払いを想定しております。
10	仕様書別紙1	別紙１ 各学校の保管場所およびエレベーターの有無はご教示いただけますでしょうか。	各学校の保管場所およびエレベーターの有無につきましては、契約締結後、回収作業の実施前までに必要な情報をご提供する予定です。